

## ○ 京都府の出資法人への関わり方の基本的事項 を定める条例施行規則

(平成 20 年 6 月 24 日京都府規則第 26 号)

京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成 20 年京都府条例第 12 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める法人は、株式会社けいはんなとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。